

19川ま調第158号
平成19年10月19日

まちづくり・環境運動川崎市民連絡会
様

川崎市長 阿部 孝夫

日頃より、市政の運営にご協力いただきありがとうございます。

本市では、良好な市街地の形成に資することを目的とした「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」（以下、「総合調整条例」という。）を制定し、事業者に対して建築物の規模及び地域の特性等に応じて近隣生活環境への配慮に努めること、建築計画をあらかじめ近隣関係住民の方に周知すること、更に当該区域の近隣関係住民の方の理解を得るため、相手の立場を尊重し互譲の精神を持って話し合いによる問題解決を積極的に図ること等を指導しております。

それらを踏まえ、ご指摘の事業者への指導につきましては、議会の審議を厳粛に受け止め、関係局長から事業者に対し皆様の要望を伝えるとともに建築計画の見直し等について近隣関係住民の方に十分な説明等を行い理解を得るよう指導を行っております。

次に、「総合調整条例」第22条の承認の基準につきましては、事業者から承認を求める申請がなされた場合、所定の手続き及び協議が終了したと認めるときは、市は当該対象事業を承認しなければならないと規定しております。

また、総合調整条例等は地方自治法に基づく自主条例であり、法の委任に基づく規制条例とは条例の趣旨が異なります。このため本条例の改正による建築物の規制は考えておりません。

次に、「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、当事者間で意見交換が困難な場合には、市が間に入って各調整事項について話し合いを行う「あっせん」や専門の紛争調停委員が調整を行う「調停」により解決を図っていただくよう努めているところです。

また、紛争を少しでも減らすためには、地域発意のまちづくりとして地区計画制度等を定めており、住民参加のうえで事前のルールづくりを行なうことが重要と考えております。

(担当 まちづくり局総務部まちづくり調整課)

電話 044-200-2936

(担当 環境局環境評価室)

電話 044-200-2152

(担当 環境局緑政部公園緑地課)

電話 044-200-2389